

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第2区分  
 【発行日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【公開番号】特開2011-242562(P2011-242562A)  
 【公開日】平成23年12月1日(2011.12.1)  
 【年通号数】公開・登録公報2011-048  
 【出願番号】特願2010-113841(P2010-113841)  
 【国際特許分類】

G 0 2 B 7/28 (2006.01)

G 0 3 B 13/36 (2006.01)

H 0 4 N 5/232 (2006.01)

H 0 4 N 101/00 (2006.01)

【F I】

G 0 2 B 7/11 N

G 0 3 B 3/00 A

H 0 4 N 5/232 H

H 0 4 N 101:00

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

焦点検出を行う焦点検出手段と、

前記焦点検出手段により検出されたディフォーカス量に基づいてレンズの駆動制御を行う制御手段と、を有し、

前記制御手段は、

前記ディフォーカス量が前記レンズの第一の合焦判定幅の範囲内の場合には該レンズの駆動を行わずに合焦動作を終了し、該ディフォーカス量が該第一の合焦判定幅の範囲外の場合には合焦動作を行い、

前記ディフォーカス量が前記レンズの第二の合焦判定幅の範囲内の場合には該レンズの駆動完了後に再度焦点検出を行うことなく合焦動作を終了し、該ディフォーカス量が該第二の合焦判定幅の範囲外の場合には該レンズの駆動完了後に再度焦点検出を行い、

前記第二の合焦判定幅は、前記第一の合焦判定幅よりも大きく、前記レンズから得られた情報に基づいて該レンズの駆動限界値以上になるように設定されることを特徴とするレンズ交換式カメラ。

【請求項2】

前記制御手段は、前記レンズの前記駆動限界値が第一の所定値より大きい場合には前記第二の合焦判定幅を第一の値に設定し、該駆動限界値が該第一の所定値以下である場合には該第二の合焦判定幅を該第一の値より小さい第二の値に設定することを特徴とする請求項1に記載のレンズ交換式カメラ。

【請求項3】

前記制御手段は、

前記レンズのA F 敏感度誤差が第一の所定値より大きく、かつ、前記レンズの駆動限界値が第二の所定値より大きい場合には、前記第二の合焦判定幅を第一の値に設定し、

前記 A F 敏感度誤差が前記第一の所定値より大きく、かつ、前記駆動限界値が前記第二の所定値以下である場合には、前記第二の合焦判定幅を前記第一の値より小さい第二の値に設定し、

前記 A F 敏感度誤差が前記第一の所定値以下である場合には、前記第二の合焦判定幅を前記第一の値に設定する、ことを特徴とする請求項 1 に記載のレンズ交換式カメラ。

【請求項 4】

前記情報は、前記レンズの I D 情報であり、

前記制御手段は、複数のレンズそれぞれに関する複数の駆動限界値を記憶しており、前記レンズの前記 I D 情報に基づいて該複数の駆動限界値から特定の駆動限界値を選択することを特徴とする請求項 1 に記載のレンズ交換式カメラ。

【請求項 5】

焦点検出を行うことにより得られたディフォーカス量を算出するステップと、

前記ディフォーカス量がレンズの第一の合焦判定幅の範囲内の場合には該レンズの駆動を行わずに合焦動作を終了し、該ディフォーカス量が該第一の合焦判定幅の範囲外の場合には合焦動作を行うステップと、

前記第一の合焦判定幅よりも大きく、前記レンズから得られた情報に基づいて該レンズの駆動限界値以上になるように第二の合焦判定幅を設定するステップと、

前記ディフォーカス量が前記レンズの第二の合焦判定幅の範囲内の場合には該レンズの駆動完了後に再度焦点検出を行うことなく合焦動作を終了し、該ディフォーカス量が該第二の合焦判定幅の範囲外の場合には該レンズの駆動完了後に再度焦点検出を行うステップと、をコンピュータに実行させるためのプログラム。